要介護１～５の人

訪問介護

▼ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつの介助などの身体介護や、掃除、洗濯などの生活援助を行います。
（生活援助は、原則、ひとり暮らし等の人が対象です。）

▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

利用する時間や回数ごと		
身体介護中心	20 分未満	163 円
	20 分以上 30 分未満	244 円
	30 分以上 60 分未満	387 円
生活援助中心	20 分以上 45 分未満	179 円
	45 分以上	220 円
通院等乗降車介助（１回・片道）		97 円
初回加算（初回の１月）		200 円
緊急時訪問介護加算（１回）		100 円



事業対象者、要支援１・２の人

訪問型サービス

▼利用者が、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、自力では困難な行為について支援を行い、要介護状態になることを予防します。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

■訪問型サービス

利用の程度	事業対象者 要支援１ （１か月）	事業対象者 支援２ （１か月）
週１回程度	1,176 円	1,176 円
週２回程度	2,349 円	2,349 円
週２回を超える		3,727 円
初回加算（初回の１月）		200 円

■訪問型サービスＡ

利用の程度	事業対象者 要支援１ （1回につき）	事業対象者 要支援２ （1回につき）
週１回程度	200 円	200 円

■訪問型サービスＢ

住民ボランティア等が自宅に訪問して、生活のちょっとした困りごとの生活援助を行います。

●利用の程度や利用料は各活動団体により異なります。

■訪問型サービスＣ

高齢者が住み慣れた地域や自宅で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、理学療法士又は作業療法士等を個人宅に派遣し、生活機能の向上や身体機能維持のために、地域の体操会場や社会資源への参加を支援する事業です。

利用の期間	利用料
原則３か月まで	無料（消耗品等の実費負担有）

●早朝（午前６時～８時）と夜間（午後６時～10 時）は、上記単価に 25%を、
深夜（午後 10 時～午前６時）は、50%を加算します。

●生活機能向上連携加算、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

以下のサービスは訪問介護及び訪問型サービスの対象とはなりません

日常生活の援助の範囲を超えるサービスは、ホームヘルパーが行うことはできません。

例１）直接本人の援助に該当しない行為
✖家族の分の「洗濯、調理、買い物、自家用車の洗車」など

例２）日常生活の援助に該当しない行為
✖庭の草むしり、✖花木の水やり、✖ペットの世話、✖大掃除、✖模様替えなど

訪問入浴介護

要介護１～５の人

▼浴槽を設置した車等で、看護職員や介護職員が自宅を訪問し、入浴の介助を行います。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

要介護（１回あたり）	1,266 円
初回加算	200 円

介護予防 訪問入浴介護

要支援１・２の人

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

要支援（１回あたり）	856 円
初回加算	200 円

●サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

訪問看護

要介護１～５の人

▼通院が困難な疾患等を抱えている利用者の自宅に、主治医の指示を受けた看護師などが訪問し、医師の指示に従って、療養上の世話や診療の補助を行います。

介護予防 訪問看護

要支援１・２の人

▼通院が困難な疾患等を抱えている利用者の自宅に、主治医の指示を受けた看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

		要介護	要支援
訪問看護ステーションから訪問する場合	20 分未満	314 円	303 円
	30 分未満	471 円	451 円
	30 分以上１時間未満	823 円	794 円
	１時間以上１時間 30 分未満	1,128 円	1,090 円
	理学療法士等による訪問の場合	294 円	284 円
	緊急時訪問看護加算（１か月につき）	Ⅰ 600 円 Ⅱ 574 円	
病院・診療所から訪問する場合	20 分未満	266 円	256 円
	30 分未満	399 円	382 円
	30 分以上１時間未満	574 円	553 円
	１時間以上１時間 30 分未満	844 円	814 円
	緊急時訪問看護加算（１か月につき）	Ⅰ 325 円 Ⅱ 315 円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合（１か月につき）		2,961 円	
※要支援の人は対象外	※ 要介護５の人への訪問看護（１か月につき）	800 円	
初回加算（初回の１月）		Ⅰ 350 円 Ⅱ 300 円	

●早朝（午前６時～８時）と夜間（午後６時～10 時）は、上記単価に 25%を、
深夜（午後 10 時～午前６時）は、上記単価に 50%を加算。
●手厚い看護体制がとられた場合などは別に加算があります。

要介護１～５の人

訪問リハビリテーション

▼通院が困難な利用者の自宅を訪問し、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理を行う医師の指示に基づき、計画的に理学療法、作業療法等のリハビリテーションを提供します。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

１回につき	308 円
短期集中リハビリテーション実施加算	200 円／日 退院日等から３か月以内
リハビリテーションマネジメント加算	イ　180 円／月 ロ　213 円／月 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 ＋270 円／月

要支援１・２の人

介護予防 訪問リハビリテーション

▼通院が困難な利用者の自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を目的として、医学的管理を行う医師の指示に基づき、計画的に理学療法、作業療法等のリハビリテーションを提供します。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

１回につき	298 円
短期集中リハビリテーション実施加算	200 円／日 退院日等から３か月以内

●移行支援を行った場合などは、別に加算があります。

要介護１～５の人

居宅療養管理指導

▼通院が困難な利用者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、療養上の管理・指導を行い、療養生活の質の向上を図るものです。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

要支援１・２の人

介護予防 居宅療養管理指導

▼通院が困難な利用者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、療養上の管理・指導を行うことで、心身機能の維持改善を図り、生活機能の向上を目指すものです。

	要介護度に関係なく、利用する時間や回数ごと	算定限度
医師	単一建物居住者（※１）が１人　515 円 〃　２～９人　487 円 〃　10 人以上　446 円	月２回まで
歯科医師	単一建物居住者（※１）が１人　517 円 〃　２～９人　487 円 〃　10 人以上　441 円	月２回まで
病院・診療所の薬剤師	単一建物居住者（※１）が１人　566 円 〃　２～９人　417 円 〃　10 人以上　380 円	月２回まで
薬局の薬剤師	単一建物居住者（※１）が１人　518 円 〃　２～９人　379 円 〃　10 人以上　342 円	月４回まで（※２）
管理栄養士	単一建物居住者（※１）が１人　545 円 〃　２～９人　487 円 〃　10 人以上　444 円	月２回まで
歯科衛生士	単一建物居住者（※１）が１人　362 円 〃　２～９人　326 円 〃　10 人以上　295 円	月４回まで（※３）

※１・・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、マンション等の集合住宅等に入居（入所）している利用者、又は（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護等のサービスを受けている利用者。

※２・・がん末期の利用者、中心静脈栄養を受けている利用者は、週２回かつ月８回まで。

※３・・がん末期の利用者は、１月に６回まで。

要介護１～５の人

通所介護（デイサービス）

▼定員19名以上のデイサービス事業所に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。
最長14時間まで保険適用される場合があります。

▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

■通常規模型 ■１回につき	５～６時間の場合	６～７時間の場合
要介護１	570 円	584 円
要介護２	673 円	689 円
要介護３	777 円	796 円
要介護４	880 円	901 円
要介護５	984 円	1,008 円

■大規模（Ⅰ） ■１回につき	５～６時間の場合	６～７時間の場合
要介護１	544 円	564 円
要介護２	643 円	667 円
要介護３	743 円	770 円
要介護４	840 円	871 円
要介護５	940 円	974 円

■大規模（Ⅱ） ■１回につき	５～６時間の場合	６～７時間の場合
要介護１	525 円	543 円
要介護２	620 円	641 円
要介護３	715 円	740 円
要介護４	812 円	839 円
要介護５	907 円	939 円

●食費や日常生活費などは自己負担です。
●送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。
●手厚い職員配置、入浴や個別機能訓練を行った場合などの加算や、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

事業対象者、要支援１・２の人

通所型サービス

▼デイサービス事業所に通い、心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指して日常生活を支援する基本サービスの他、選択サービスを提供します。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

■通所型サービス

■１か月につき	
事業対象者・要支援１	1,798 円
事業対象者・要支援２	3,621 円

●食費や日常生活費などは自己負担です。
●送迎サービスや入浴サービスは、基本サービス費に含まれます。
●介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

■通所型サービスＡ

スーパーの一部を事業所とし、体操や買い物をすることにより、心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指して支援するサービスを提供します。

■１か月につき	
事業対象者・要支援１	1,439 円
事業対象者・要支援２	2,898 円

●食費や日常生活費などは自己負担です。
●送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。

■通所型サービスＢ

住民ボランティア等が運営する地域の人が集まる通いの場です。

●利用の程度・利用料は各活動団体により異なります。



要介護１～５の人

通所リハビリテーション（デイケア）

▼利用者の能力に応じた日常生活を営むために、心身機能の維持回復を図る必要があると主治医が認めた場合に、介護老人保健施設や病院に通って、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

■通常規模型 ■１回につき　「６～７時間」の場合	
要介護１	715 円
要介護２	850 円
要介護３	981 円
要介護４	1,137 円
要介護５	1,290 円
入浴介助を行った場合	加算(Ⅰ) 40 円／日 加算(Ⅱ) 60 円／日
リハビリテーションマネジメント加算	イ 560 円／月(※1) 240 円／月(※2) ロ 593 円／月(※1) 273 円／月(※2) ハ 793 円／月(※1) 473 円／月(※2) 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 ＋270 円／月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円／日

※１・・同意を得た日から６か月以内
※２・・同意を得た日から６か月超
●食費や日常生活費などは自己負担です。
●送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。
●手厚い職員配置、栄養改善サービス、社会参加支援を行った場合の加算や、介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。

要支援１・２の人

介護予防通所リハビリテーション

▼個々の能力に応じた日常生活を営むために、主治医が必要と認める場合に、介護老人保健施設や病院に通って、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

■１か月につき	
要支援１	2,268 円
要支援２	4,228 円
栄養改善加算（選択）	200 円
口腔機能向上加算（選択）	(Ⅰ)150 円 (Ⅱ)160 円
一体的サービス提供加算	480 円

●月の途中から利用した場合も、原則月額の自己負担額となります。
●食費や日常生活費などは自己負担です。
●送迎サービスや入浴サービスは、基本サービス費に含まれます。
●介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。



要介護１～５の人

短期入所生活介護

▼特別養護老人ホームなどに短期間滞在し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを提供します。
▼家族の身体的・精神的負担を軽減するとともに、家族の病気や冠婚葬祭、出張など自宅での介護が困難な場合に利用できます。
▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）
併設型　短期入所（費用／１日）

	多床室・従来型個室	ユニット型個室
要介護１	603 円	704 円
要介護２	672 円	772 円
要介護３	745 円	847 円
要介護４	815 円	918 円
要介護５	884 円	987 円

要支援１・２の人

介護予防 短期入所生活介護

▼自宅での介護が一時的に困難になったときなど、特別養護老人ホームなどに短期間滞在し、生活機能の低下を招かないように、日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）
併設型　介護予防短期入所（費用／１日）

	多床室・従来型個室	ユニット型個室
要支援１	451 円	529 円
要支援２	561 円	656 円

●夜間における手厚い職員配置や手厚い看護体制がとられている場合の加算や、介護職員等処遇改善加算など、別に加算されます。
●食費、滞在費、日常生活費などは自己負担です。
●おむつ代は、サービス費に含まれます。



要介護１～５の人

短期入所療養介護（老健施設、介護医療院 の短期入所）

▼老人保健施設や介護医療院に短期間入所し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを提供します。
家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）
老人保健施設（費用／１日）（基本型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護１	830 円	753 円	836 円
要介護２	880 円	801 円	883 円
要介護３	944 円	864 円	948 円
要介護４	997 円	918 円	1,003 円
要介護５	1,052 円	971 円	1,056 円

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）
介護医療院（費用／１日）（Ⅰ型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護１	894 円	778 円	911 円
要介護２	1,006 円	893 円	1,023 円
要介護３	1,250 円	1,136 円	1,268 円
要介護４	1,353 円	1,240 円	1,371 円
要介護５	1,446 円	1,333 円	1,464 円

要支援１・２の人

介護予防短期入所療養介護

▼老人保健施設や介護医療院に短期間入所し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを提供し、療養生活の向上と心身機能の維持回復を図り、生活機能の向上を目指します。

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）
老人保健施設（費用／１日）（基本型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援１	613 円	579 円	624 円
要支援２	774 円	726 円	789 円

▼自己負担額の目安（１割負担の場合）
介護医療院（費用／１日）（Ⅰ型）

	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援１	666 円	603 円	687 円
要支援２	827 円	741 円	852 円

●夜間における手厚い職員配置や手厚い看護体制がとられている場合の加算や、介護職員等処遇改善加算など、別に加算されます。
●食費、滞在費、日常生活費などは自己負担です。
●おむつ代は、サービス費に含まれます。

要介護１～５の人

特定施設入居者生活介護

▼介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。
▼一般型と外部サービス利用型の２種類の提供形態があります。
▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

	一般型 特定施設入居者生活介護 （費用／1 日）	一般型 短期利用 特定施設入居者生活介護 （費用／1 日）
要介護１	542 円	538 円
要介護２	609 円	604 円
要介護３	679 円	674 円
要介護４	744 円	738 円
要介護５	813 円	807 円
個別機能訓練加算	（Ⅰ）12 円／日 （Ⅱ）20 円／月	—
協力医療機関連携加算（※）	100 円／月 40 円／月	—

外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護 （費用／月）	
【 ❶ ＋ ❷ の限度額 】	
要介護１	16,355 円
要介護２	18,362 円
要介護３	20,490 円
要介護４	22,435 円
要介護５	24,533 円

❶ 基本サービス（１日につき）　84 円
❷ 各サービス部分
◆訪問介護
身体介護（15 分未満）　94 円
生活援助（15 分未満）　48 円
通院等乗降車介助（1 回）　85 円
◆他の訪問系、通所サービス
通常の各サービスの基本部分
×90/100
◆福祉用具貸与
通常の福祉用具貸与と同様

●家賃、食費、おむつ代などは、自己負担です。

要支援１・２の人

介護予防
特定施設入居者生活介護

▼介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居し、入浴、食事などの日常生活上の世話、介護予防を目的とした機能訓練などを提供します。
▼一般型と外部サービス利用型の２種類の提供形態があります。
▼自己負担額の目安（１割負担の場合）

一般型介護予防 特定施設入居者生活介護 （費用／1 日）	
要支援１	183 円
要支援２	313 円
個別機能訓練加算	（Ⅰ）12 円／日 （Ⅱ）20 円／月
協力医療機関連携加算（※）	100 円／月 40 円／月

●手厚い職員配置、手厚い看護体制がとられている場合の加算や介護職員等処遇改善加算などが、別に加算されます。
（※）加算の上段は「相談・診療を行う体制の医療機関」の場合、下段は「それ以外」の場合の金額です。

介護予防外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護 （費用／月）	
【 ❶ ＋ ❷ の限度額 】	
要支援１	5,032 円
要支援２	10,531 円

❶ 基本サービス（１日につき）　57 円
❷ 各サービス部分
◆他の訪問系、通所サービス
通常の各サービスの基本部分
×90/100
◆福祉用具貸与
通常の福祉用具貸与と同様

●月の途中から利用した場合も、原則月額の自己負担額となります。
●家賃、食費、おむつ代などは、自己負担です。

要介護１～５の人

福祉用具貸与

▼利用者の心身の状況や希望、環境などを踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、調整等を行い、貸与することで日常生活の自立を支援し、機能訓練を図るとともに介護者の負担軽減を図ります。

要支援１・２の人

介護予防 福祉用具貸与

▼利用者の心身の状況や希望、環境などを踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、調整等を行い、貸与することで、自立した日常生活を支援するとともに生活機能の維持改善を図ります。

対象となる福祉用具 ☆印の一部は利用者の選択により購入が可能		要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり（工事を伴わないもの）		○	○	○
スロープ（工事を伴わないもの）☆				
歩行器☆				
歩行補助つえ☆				
車いす（付属品を含む）		×	○	○
特殊寝台（付属品を含む）				
床ずれ防止用具				
体位変換器				
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト（つり具部分を除く）				
自動排泄処理装置	尿のみ	○	○	○
	尿と便	×	×	○

○ 利用できます

× 原則として利用できませんが、医師の医学的所見などにより利用できる場合があります

☆ 令和6年4月から、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖については貸与又は購入を選択できます

●自己負担は、月々の利用限度額の枠内で貸与（レンタル）に要した費用の１割、２割又は３割負担です。
●貸与（レンタル）の料金は、用具の種類や貸与の事業所によって異なります。
機能や価格帯の異なる複数の商品や全国平均貸与価格等が事業所から提示されます。
全国平均貸与価格と上限額が公表されています（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html）
●指定事業所からの貸与（レンタル）のみが保険給付の対象です。

要介護１～５の人

特定福祉用具購入

▼直接肌にふれて使用する福祉用具の購入に対し、購入費用の７割、８割又は９割を給付します。

対象となる福祉用具

●腰掛便座　●入浴補助用具　●簡易浴槽
●自動排泄処理装置の交換可能部品
●排泄予測支援機器　●移動用リフトのつり具の部分

要支援１・２の人

介護予防 特定福祉用具購入

▼介護予防を目的とした直接肌にふれて使用する福祉用具の購入に対し、購入費用の７割、８割又は９割を給付します。

令和6年4月から

福祉用具貸与用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖は貸与又は購入を選択できます

※ 購入する前に、必ず、ケアマネジャー等にご相談ください。

●指定事業所からの上記用具を購入した費用が、保険給付の対象です。
●購入費用の限度額は、１年間（４月１日～翌年３月31日）で**10万円**です。
●自己負担の目安は、上記用具の購入に要した費用の１割、２割又は３割です。
●上記用具を購入後、領収書を添えて申請してください。購入費用（10割）の７割、８割又は９割（保険給付分）が払い戻されます。（「償還払い」といいます。）
●利用者から指定事業所に受領の委任がある場合は、保険給付対象となる購入費の１割、２割又は３割のみ支払い、保険給付される購入費（７割、８割又は９割）を、直接、指定事業所に支払うこともできます。（「受領委任払い」といいます。対象者要件があります。）

要介護１～５の人

住宅改修

要支援１・２の人

介護予防 住宅改修

▼利用者の能力に応じた在宅生活を送ることができるよう廊下、便所などの手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修を行った場合に、改修費用に対して保険給付します。

▼給付を受けるためには、改修前に申請する必要があります。必ず、ケアマネジャー等に相談してください。

【保険給付の対象工事】

1．手すりの取付け
2．段差の解消
3．滑りの防止及び、移動の円滑化等のための床材の変更
4．引き戸等への扉の取り替え
5．洋式便器等への便器の取り替え
6．その他、１～５の各工事に付帯して必要な工事

●住宅改修の支給限度額は、同一住宅につき **20 万円**までです。
●自己負担の目安は、改修に要した給付対象費用の１割、２割又は３割です。
●ただし、要介護度が著しく重度化した場合や引っ越した場合は、再度改修費の給付を受けることができます。
●P59 に固定資産税や所得税の優遇税制に関して記載があります。

【住宅改修費　支給までの流れ】

1．要介護・要支援の認定
↓
2．ケアマネジャー等に相談
↓
3．工事業者に見積もり依頼（工事の契約）
↓
4．高知市（介護保険課　給付係）に事前申請
↓　　（改修費の対象箇所等の確認）
5．工事の実施
↓
6．工事費の支払い
↓
7．高知市へ住宅改修費の支給申請
↓
8．住宅改修費の支給（改修対象費用の７割、８割又は９割）

●保険給付対象となる改修費の全額（10 割）を支払った後、支給申請により７割、８割又は９割（保険給付分）が払い戻されます。（「償還払い」といいます。）
●利用者から工事業者に受領の委任がある場合は、保険給付対象となる改修費の１割、２割又は３割のみ支払い、保険給付される改修費（７割、８割又は９割）を直接、工事業者に支払うこともできます。（「受領委任払い」といいます。）